

墓地使用者各位

京 都 市 保 健 福 祉 局

医療衛生推進室医療衛生企画課

工作物の設置等（墓石等の建立・改修・移転・除却）の手續について

1 必要書類

ア 設置等の実施前

- (1) 工作物設置等許可申請書
- (2) 工作物の概要が分かる図面（立面図及び平面図。寸法を必ず記載）
（移転・除却の場合は、不要。）

※ 設置等の実施は、必ず当課からの設置等の許可の連絡を受けてから行ってください。許可なく設置等を行ったことが判明した場合、当該工作物の撤去等を命じることがあります。

イ 設置等の完了後

- (1) 工作物設置等完了届

2 問い合わせ・提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎3階

京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課 管理担当

電話 075-222-3433

*御不明の点につきましては、当課までお問い合わせください。